

答 申 書

令和2年7月29日

当別町教育委員会
教育長 本 庄 幸 賢 様

当別町情報公開・個人情報保護審査会
会 長 薄 井 明

情報一部開示決定に関する諮問について（答申）

令和2年2月18日付けで諮問のあったこのことについて、次のとおり答申
します。

記

答申書 別紙

(別紙)

第1 審査会の結論

本件審査請求にかかる、令和2年1月17日付け当教学総第17号により当別町教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）について、次のとおり結論する。

- 1 実施機関が非開示決定をした情報のうち、
 - (1) 法人その他の団体に所属する個人の当該団体における職務又は地位に関する情報
 - (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が著しく損なわれることが明らかとはいえない情報
 - (3) 国及び地方公共団体に関する情報については、開示すべきである。
- 2 その余については、実施機関の非開示決定は相当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和2年1月6日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）は、当別町情報公開条例（平成14年当別町条例第8号。以下「条例」という。）第9条及び当別町情報公開条例施行規則（平成14年当別町規則第32号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、「平成28年度に当別町が宮城県大崎市の団体に委託して実施した吾妻家文書の目録作成に係る事業の成果品（目録等）のうち、明治30年から同44年に該当する資料の目録」について、実施機関に対して情報開示請求を行った（以下「本件請求」という。）。
- 2 実施機関は、本件請求に該当する文書（以下「対象文書」という。）のうち、個人の氏名の情報が、条例第6条の規定による不開示情報（個人情報）に該当するとの理由で、令和2年1月17日付け本件処分を行い、請求人に条例第11条第3項及び規則第3条第2号の規定により、情報一部開示決

定通知書を交付した。

- 3 令和2年2月10日付けで、請求人は、本件処分を不服として実施機関に審査請求書（以下「本件請求書」という。）を提出した。実施機関は、同日付けで本件請求書を受理し、令和2年2月18日当審査会に対し、条例第16条第1項の規定により諮問を行った。

第3 請求人の審査請求の趣旨及び理由

請求人は、本件請求書により「情報一部開示の決定を取り消し、全部開示を求める。」としたうえ

- 1 平成28年4月に吾妻家より当別町に寄贈された文書類9159点（以下「吾妻家文書」という。）は、当別町に寄贈された歴史資料であり、将来的に公共の施設で広く公開されることが予定されているものである。当別町が作成した「資料目録」についても同様であり、条例第6条第1項第1号ハの「公表することを目的とし、又は公表することを予定して作成し、又は取得した情報」に該当する。
- 2 吾妻家文書及び目録は、歴史資料として広く活用される性質のものであり、条例第25条が想定する「図書館その他これに類する施設において、町民の利用に供することを目的として管理している情報」に該当する。
- 3 吾妻家文書及び資料目録の閲覧複写等については、現に当別町学習交流センターにおいて管理しており、条例を適用すべき性格のものではない。

旨を主張し、本件処分を取り消し、全部開示を求めている。

また、当別町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成14年当別町条例第10号）第7条の2に基づいて令和2年6月17日に提出された意見書（以下「意見書」という。）において、

- 4 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律66号）第15条第3項において、個人情報を定義するときの「個人」とは、あくまでも「生存する個人」であって、その時点ですでに物故者となっている個人を想定するものではないと定義しているため、今回開示請求した「吾妻家文書目録」に記載されている氏名などは、法律でいうところの個人情報

には当たらない。

- 5 条例第6条第1項第1号ホ「当該個人又はその遺族が開示請求し、あるいは開示することを承諾した情報」とあり、実施機関は今回の開示請求に当たり、目録に表記されている氏名の遺族に対して、あらかじめ開示することに同意するかしないか、という意味確認を行っておらず、条例に定められた事務処理がなされていない。

旨を主張している。

第4 実施機関による審査請求に係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 請求人から開示請求のあった「資料の目録」自体は、吾妻家文書を今後公開していくための基礎資料として利活用するものであると判断していることから、請求人が主張する
 - (1) 条例第6条第1項第1号ハの規定「公表することを目的とし、又は公表することを予定して作成し、又は取得した情報」には当たらない。
 - (2) 条例第25条第2項の規定「図書館その他これに類する施設において、町民の利用に供することを目的として管理している図書、記録、図画等の情報」には当たらない。
- 2 これらにより、個人情報の一部黒塗りした上で、情報を開示した。
- 3 以上により、実施機関が行った決定は妥当である。
- 4 請求人は「現に学習交流センターにおいて管理していることでもあり、情報公開条例を適用すべき性格のものではないと考える。」と主張しているが、実施機関としては、文書を保存管理する組織又は施設の如何により条例の適用の範囲が定まるものではないと判断する。

旨を主張している。

第5 審査会の判断

- 1 一連の手續についての適法性
情報一部開示決定に関する審査請求は「裁決を知った日の翌日から3月以内に」「実施機関である当別町教育委員会に対して」すべきところ、本件

通知書は令和2年1月17日に請求人に交付された。そのため、審査請求は令和2年4月17日までにすべきことになる。

そして、請求人は、令和2年2月10日付けで実施機関に対する本件請求書を作成し、本件請求書は同日に実施機関により受理されたから、いずれの要件をも満たす。

したがって、請求人の本件請求手続は適正である。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 対象文書の性質等について

答申の前提として、対象文書の性質等について、検討しておく。

対象文書は、吾妻家文書について、当別町が大崎市所在の「岩出山古文書を読む会」に業務委託して作成させた「当別町吾妻家文書一覧表」のうち、明治30年から明治44年に該当するもの(以下「本件目録」という。)である。

実施機関によると、本件目録受領後は、①吾妻家文書の解析を行いつつ本件目録をもとに仮目録を作成し、②仮目録に従って整理番号や標題等を記載した表紙を作成し、各文書を保管する封筒に貼付し、③最終整理をした目録(以下「正目録」という。)を作成し、④歴史的資料の保存及び活用に関する基準を定め、⑤当別町学習交流センターで一般公開する予定、とのことである。そして、現在は②の作業中であり、⑤は令和3年4月1日を予定している。

なお、①～③の段階で一般公開が不適切と判断される文書については、⑤の公開対象とならない可能性も存在する。

(2) 当別町情報公開条例第25条の該当性について

① 請求人の主張

請求人は、本件目録について、条例第25条第2項に該当し、条例の対象外である旨主張する。

② 当審査会の判断

ア 条例第25条第2項は、「図書館その他これに類する施設において、

町民の利用に供することを目的として管理している図書、記録、図画等」を対象に、その「情報の閲覧及び当該情報の写しの交付について」、条例の適用対象外とする規定である。

イ 本件目録は、2(1)で述べたとおり、正目録を作成する準備段階の文書であり、そのもの自体を「町民の利用に供することを目的」とはしていない。

しかも、実施機関では、本件目録を参考にはするものの、改めて文書の解析を行い、標題等の変更を行うことを予定しているうえ、仮目録の作成を経て正目録を作成するという段階を経ることになっている。そのため、本件目録と正目録との間に同一性を認めることは困難である。そうすると、正目録が「町民の利用に供することを目的」とするものであるからとあって、本件目録が同様の性質を有するものとは認めがたい。

ウ したがって、本件目録は、条例第25条第2項には該当しない。

(3) 条例第6条の「個人情報」に死者の情報が含まれるかという点について

① 請求人の主張

請求人は、意見書において、個人情報保護法が個人情報の定義を「生存する個人に関する情報」と限定しているのであるから、条例における「個人に関する情報」も同様に解すべきである、と主張する。

② 当審査会の判断

ア 国の定める法令と、地方公共団体の定める条例との関係については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第1項において、「普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて同法第2条第2項の事務に関し条例を制定することができる。」と規定しているから、普通地方公共団体の制定する条例が国の法令に違反する場合には効力を有しないことは明らかである。

しかし、問題は、条例が国の法令に違反するかの判断基準である。この点に関し、昭和50年9月10日の最高裁大法廷判決は、「両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、

内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾牴触があるかどうかによつてこれを決しなければならない。例えば、ある事項について国の法令中にこれを規律する明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、これについて規律を設ける条例の規定は国の法令に違反することとなりうるし、逆に、特定事項についてこれを規律する国の法令と条例とが併存する場合でも、後者が前者とは別の目的に基づく規律を意図するものであり、その適用によつて前者の規定の意図する目的と効果をなんら阻害することがないときや、両者が同一の目的に出たものであつても、国の法令が必ずしもその規定によつて全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例との間にはなんらの矛盾牴触はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じえないのである。」と判示する。

したがって、請求人の主張も、このような基準に基づいて判断すべきである。

イ そもそも、個人情報保護法が個人情報の定義を「生存する個人に関する情報」と明記しているにもかかわらず、条例においては「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」とし、当該個人が生存しているか否かについて記載していない。

そのことからすると、条例においては、個人情報の範囲に死者をも含むと解するのが自然である。

そのため、そのような条例が、個人情報保護法に違反しないかが問題となる。

ウ この点、個人情報保護法は、その第5条に「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」と定めている。

そこで、条例は、当別町において、上記にいう「必要な施策を策定」する目的で定められたものというべきである。

しかも、当別町の地域の特性をも考慮した場合、死亡したことによって直ちに個人情報保護の必要性が失われまいとするには、十分な合理性が認められる。

そうすると、条例が個人情報保護法に違反しているとは認められない。

エ なお、本件目録に現れる文書は、すべて100年以上前に作成されたものであることから、それでもなお個人情報として保護の必要性があるか、本件目録に基づく研究等の価値の方が優先するのではないか等の疑問が生ずるのは、十分に理解できる。

この点について、当審査会としても、死者の個人情報については、当別町の地域の特性を十分に考慮したうえ、保護の範囲について何らかの基準を定めることが適切であると考えます。

しかし、当別町においてそのような基準が定められていない現段階においては、他の地方公共団体等が作成している基準によることはできない。

したがって、文書作成後の経過年数のいかんを問わず、個人情報として扱わざるを得ない。

オ したがって、請求人の主張には理由がない。

(4) 条例第6条第1項第1号の除外事由に当たるかという点について

① 請求人の主張

請求人は、本件目録は、

ア 条例第6条第1項第1号ハで定める「公表することを目的とし、又は公表することを予定して作成し、又は取得した情報」に該当する。

イ 条例第6条第1項第1号ホで定める「遺族が(略)開示することを承諾した文書」に該当する可能性があるにもかかわらず、遺族の意思確認をしないで一部不開示決定したのは条例に抵触する事務処理である。

旨主張する。

② 当審査会の判断

ア 2(2)で詳細に検討したとおり、本件目録はそのもの自体を公表することを目的又は予定して取得したものではない。

したがって、条例第6条第1項第1号ハの請求人の主張は理由がない。

イ 条例第6条第1項第1号ホは「当該個人又はその遺族が請求し、あるいは開示することを承諾した情報」を除外すべきとする規定である。

その趣旨は、保護すべき個人情報の権利主体が、自らの個人情報の開示を請求し、あるいは、開示することを承諾している場合には、その個人情報を保護すべき理由が失われるというところにある。しかし、本件目録に記載された個人情報に関して「その遺族が（略）開示することを承諾した」事実は確認できない。開示請求者が当該規定を根拠に本件目録の個人情報を開示すべきと主張するのであれば、その「承諾」取得は、開示請求者が行うとするのが相当である。これを、開示請求を受けた実施機関に求めることは、合理性を欠く。

したがって、条例第6条第1項第1号ホの請求人の主張も理由がない。

(5) 当審査会において、非開示部分の一部開示を相当とする理由

実施機関は、本件対象文書のうち、個人名が記載されている部分すべてについて、一部黒塗りにした上で、請求人に開示した。

しかし、条例は、

第1に、条例第6条第1項第1号イにおいて個人情報のうち「法人その他の団体に所属する個人の当該団体における職務又は地位に関する情報」を除外し、

第2に、条例第6条第1項第2号において「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、「開示することにより、

当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が著しく損なわれることが明らかなもの」を除いて開示すべき、と規定している。

したがって、非開示とした部分のうち、これらに該当する情報については開示すべきである。

第6 付帯意見

- 1 この度の審査対象となっている当別町教育委員会には、「正目録」の公開の時期までに、歴史的資料の保存及び活用に関する基準を定めることを改めて求める。
- 2 上記1に際して、当別町には、当別町情報公開条例及び当別町個人情報保護条例が歴史的資料の研究等の妨げにならないように、歴史的資料における個人情報の取扱を除外する措置等を含め、両条例の適正な改正を求める。

第7 審議日程等

本件を審査するに当たり、次の日程により当委員会を3回開催し、慎重な審議を実施した。

- 1 令和2年6月4日（木）
諮問の受理、事実の概要及び双方の主張の整理、審議、次回以降の審議日程の整理等
- 2 令和2年6月19日（金）
請求人及び実施機関の意見聴取、審議
- 3 令和2年7月9日（木）
答申書案の検討、決定
- 4 令和2年7月29日（水）
答申

以上